

岡山県が設立する地方独立行政法人に係る重要な財産を定める条例

(趣旨)

第一条 この条例は、地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第四十四条第一項の規定に基づき、同法第七条の規定により県が設立する地方独立行政法人に係る重要な財産を定めるものとする。

(重要な財産)

第二条 地方独立行政法人法第四十四条第一項の条例で定める重要な財産は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡又は担保としての提供にあっては、その適正な見積価額）が七千万円以上の不動産（土地については、一件二万平方メートル以上のものに限る。）、動産又は不動産の信託の受益権とする。

附 則

この条例は、平成十九年四月一日から施行する。